

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業者の責務) 第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事	(事業者の責務) 第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車分解整備事

業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。

2～4 略

業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。

2～4 略

#### 附 則

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。